

大田区 こども未来計画

第5期大田区次世代育成支援行動計画

第3期大田区子ども・子育て支援事業計画

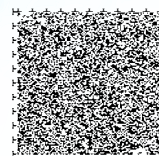
令和7年度～令和11年度

【概要版】



令和7年3月

大田区



計画の概要

計画の位置づけ

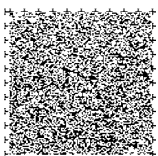
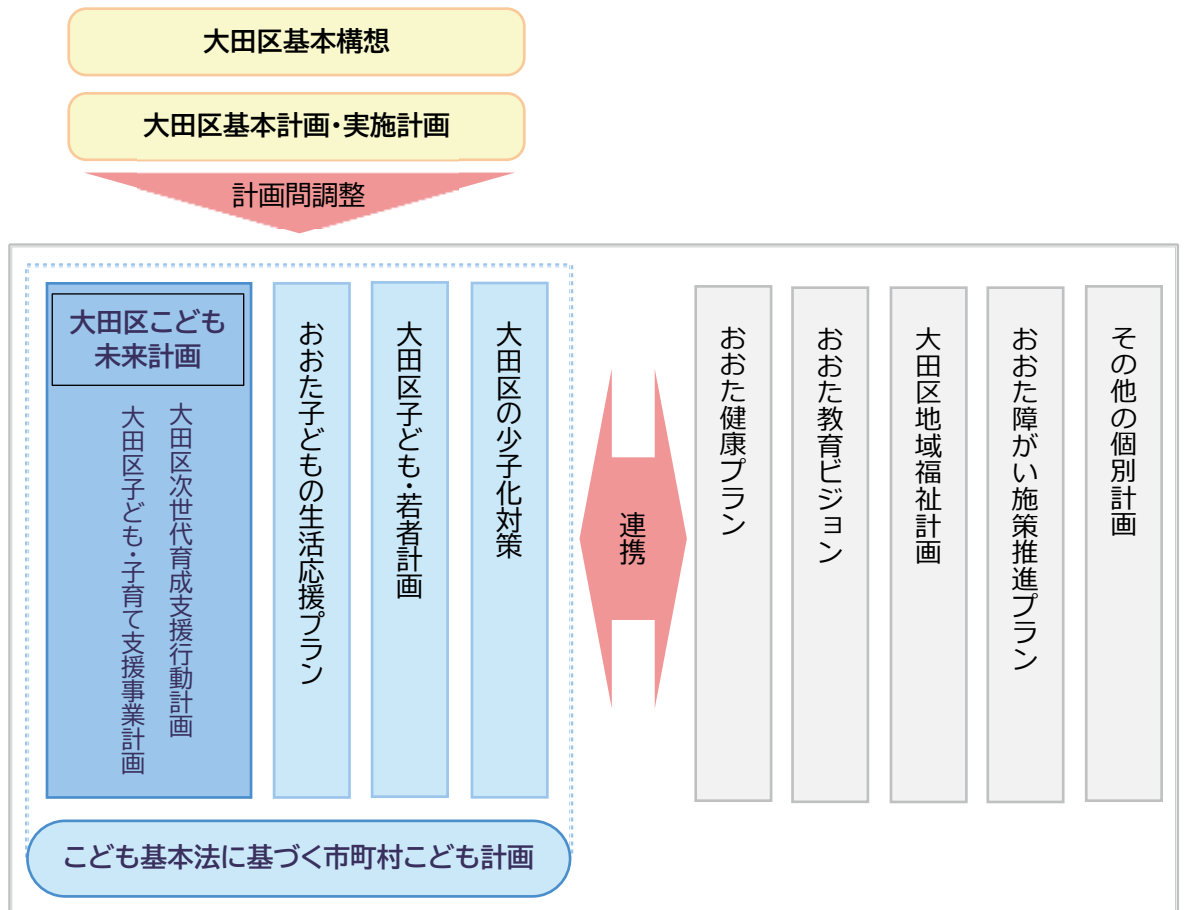
(1) 法的位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含します。また、「おおた子どもの生活応援プラン」、「大田区子ども・若者計画」、「大田区の少子化対策」と整合を図ることで、全体をもって「こども基本法」第 10 条に基づく「市町村こども計画」に位置づけます。

(2) 関連計画との連携

- 本計画は、こどもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域・社会が一体となって子ども・子育てを支えるための「区の取組み」を整理したものです。
- 本計画は、上位計画である「大田区基本構想」や「大田区基本計画・実施計画」との計画間調整を図ります。
- 本計画は、子ども・子育てに関連する各分野の計画等との計画間調整・連携を図ります。
- 新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に本計画を推進します。

【計画の位置づけ】



計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの 5 年間とします。また、区を取り巻く社会経済状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画の対象

本計画は、原則として 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもとその家庭を対象とします。

計画の進行管理

本計画の目標を達成するため、計画事業の進行管理や部局間の連携・調整を行う体制を整備します。

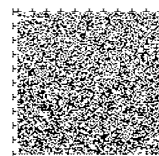
その上で、計画事業を着実に推進し実効性のあるものとするため、各年度の実績や評価を「大田区子ども・子育て会議」に諮り、区民に公表します。

SDGs と本計画の関係

本計画では、施策体系における 13 の個別目標と SDGs の 17 のゴールとの関連を明確にするとともに、施策の着実な推進を図ることで、SDGs の目標達成につなげます。

【こどもまんなか応援サポーター宣言】

すべての子どもが将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、令和 6 年 12 月 15 日開催の「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区において、鈴木区長が、シンポジウム出演者、協力企業・大学、区内の子どもたちと一緒により、大田区がこどもまんなか応援サポーターになることを宣言しました。



計画の基本的な考え方

計画の基本理念

すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて
健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします

基本的な視点

①こどもの最善の利益の確保

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの権利を守り、こどもの意見を尊重した施策を通じて、こどもの健やかな育ちを支援していく。

②誰一人取り残さない支援と切れ目のない支援

すべてのこども・子育て家庭の誰一人も取り残さず、必要とする支援を切れ目なく実施していく。

③孤立させない支援と地域・社会全体での支援

人とのつながりを大切にし、地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくりを進めていく。

【児童の権利に関する条約における4つの原則】

1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、世界中の子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。子ども(18歳未満の児童)は権利をもつ主体であるという考え方に基づき、大人と同様に一人の人間としての人権を認めています。

児童の権利に関する条約の基本的な考え方は次の4つの原則で表されており、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に常に合わせて考えることが大切です。

差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

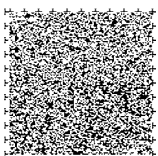


子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



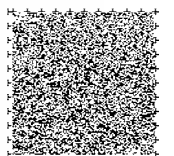
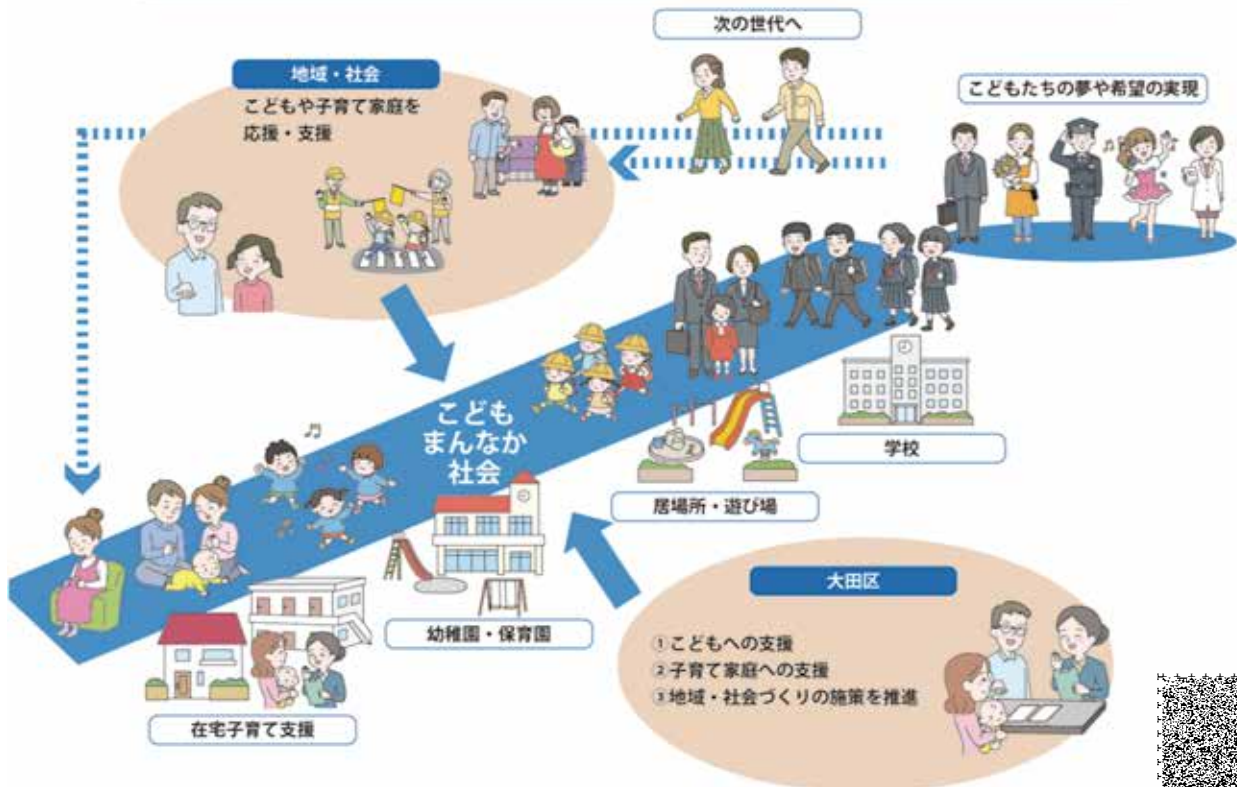
出典:(公財)日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」



施策の体系

区分	基本目標	個別目標
こどもへの支援	1 こどもの権利を守ります	1-1 こどもの権利の擁護
	2 こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます	2-1 幼児期・学齢期の教育の充実 2-2 こどもの健やかな成長への支援 2-3 こどもの子育て支援と居場所・遊び場の整備
子育て家庭への支援	3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	3-1 子育て家庭への相談体制の充実 3-2 子育ての情報提供の充実とDXによる利便性の向上 3-3 子育て家庭の地域・社会との交流の促進 3-4 子育て家庭への多様な生活支援
	4 子育てと仕事の両立を支援します	4-1 保育サービス等の充実 4-2 子育てと仕事の両立の推進
	5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります	5-1 妊娠・出産・子育てにおける健康支援
地域・社会づくり	6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます	6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり 6-2 地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり

大田区こども未来計画が目指す「こどもまんなか社会」



重点ポイント

我が国のこども・子育て政策の大転換期と重なる本計画期間(令和7年度から令和11年度まで)において、区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決していくため、新たに重点ポイントを「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の3つの施策の区分ごとに定め、関連施策を強化していきます。

こどもへの支援

① こどもの意見の尊重

「こども基本法」の基本理念に掲げられるこどもの意見の尊重においては、区がこどもに関する施策を実施するにあたりこどもの意見聴取に取り組んでいくこと。そして、保護者やこどもに関わる人々が普段の生活においてこどもの意見や意思を聞いていくことが重要となります。意見聴取と社会啓発を両輪にこどもの最善の利益が優先して考慮される社会づくりを推進していきます。

② こどもと家庭の相談支援の充実

こどもの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するため、令和8年度中に(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターを開設します。当センターの下で、都立児童相談所機能と「新たな児童相談支援」に関する仕組みを構築し、児童虐待への対応を強化していきます。また、地域の身近な相談機関であるこども家庭センターと一体的な支援を行うことで、虐待の発生予防・重篤化予防・再発予防に注力していきます。

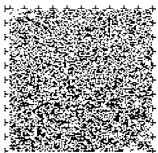
③ 子育て支援の推進

こどもの育ちにおいて大切な、こどもが持っている自ら成長する力を伸ばしていくため、こどもが自分らしく過ごせる場であるとともに、人とのつながりや様々な体験、主体的な活動ができる居場所や遊び場を整備します。このほか、悩みや課題を抱えるこどもに気づき、伴走していく支援体制の整備など、権利の主体であるこどもの意見を踏まえ、未来を創り出すこどもを支える子育て支援を推進していきます。

子育て家庭への支援

④ 共働き・共育て家庭への支援の強化

今回の区民意向調査で大きく増加していることが確認された共働き・共育て家庭への支援を強化するため、子育てしながら働くための支援やレスパイト支援などの他、父親の育児支援を強化していきます。



⑤ ひとり親家庭への支援の強化

子育てや家事と仕事を一手に担わざるを得ないひとり親家庭については、相談できる相手がいない、必要な支援につながるできないなどの孤立化や子どもが様々な経験をする機会が少なくなるなどの課題があります。これらの課題に対応するため、子育てと仕事を両立する支援に加え、家庭の状況に応じた伴走支援などに取り組んでいきます。

⑥ 子育て家庭の視点に立った情報発信

子育て支援においては、施策の充実とともに、施策の情報を子育て家庭に簡潔にかつ分かりやすく届けていくことが重要となります。それぞれの子育て家庭のニーズに応えるため、子どもの年齢別や目的別の情報提供など、利用者が分かりやすくアクセスしやすい情報発信を行っていきます。また、すべての子育て家庭に必要な支援を提供するため、情報に接することが困難な家庭に対しては、対面する機会の創出や各種データの活用など様々な手法によるアウトリーチを展開していきます。

● 地域・社会づくり

⑦ 区にある資源を活かした地域づくり

子ども・子育て家庭において、大きな課題となっている地域のつながりの希薄化や孤独・孤立の問題に対応するため、これまで地域に密着し活動してきた児童館等を活かし、地域の子ども・子育て支援団体・個人等によるネットワークの構築に取り組んでいきます。

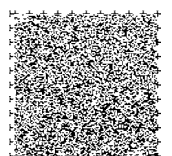
⑧ 「こどもまんなかアクション」の推進

地域・社会全体で子ども・子育て家庭を応援する機運を醸成するため、こども家庭庁の社会全体の意識改革を後押しする取り組みである「こどもまんなかアクション」と連動し、区ホームページやSNS、イベントなどによる普及啓発、公民連携を行う企業・団体や子ども・子育て支援団体・個人などと連携した活動などを実施していきます。

⑨ 大田区児童館構想の推進

令和7年3月策定の大田区児童館構想において、区の児童館の目指すべき姿として「すべての子どもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、健やかに育ち、子育てを支える児童館」を掲げました。これまで児童館が果たしてきた遊びや生活を通じた児童の健全育成の役割に加え、子どもと子育て家庭が抱える課題や福祉的課題への対応等により一層取り組む必要があることから、次の施策を展開していきます。

- ・子どもが主体的に参画・参加できる仕組みづくり
- ・様々な年齢層の子どもが安心して過ごせる居場所機能の強化
- ・多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備
- ・地域活動団体・地域のボランティア等と連携した取り組みの推進
- ・地域とつながるソーシャルワーク機能の強化 など



基本目標と達成に向けた施策

基本目標1 こどもの権利を守ります

個別目標1-1 こどもの権利の擁護

令和8年度中に(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターを開設し、東京都や区の教育部門、福祉部門などとの連携をさらに進め、こどもの権利を守る体制を強化します。

また、こどもの養育の第一義的責任を有する保護者に寄り添い、悩みや不安を共有し、伴走支援するとともに、里親啓発などの社会的養護の取組みを東京都と連携して進めることで、こどもの権利を守っていきます。



基本目標2 こどもの豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます

個別目標2-1 幼児期・学齢期の教育の充実

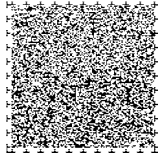
生きていく上で基礎となる「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性をはぐくむとともに、こどもたちが社会の様々な課題を自分事として捉え、主体的に考え、他者と協働し、課題を解決していく意欲や資質・能力を育成します。



個別目標2-2 こどもの健やかな成長への支援

悩みや不安を抱えるこどもが相談しやすい環境を整備するとともに、普段の生活でいっしょに過ごす大人がこどもの変化に気づき、相談・支援につなげる環境を整備します。

また、食育や薬物、性などに関する教育を進めるとともに、小児医療を充実し、こどもの健やかな成長を支援します。



個別目標 2-3 こどもの子育て支援と居場所・遊び場の整備

家庭、学校に加え、安全・安心かつ一人ひとりが自分らしく過ごせる居場所の整備を進めます。
また、こどもが自由に遊ぶことができる環境の整備を進めるとともに、青少年健全育成活動など、こどもが主体的・創造的に活動できる機会を設けます。



基本目標 3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

個別目標 3-1 子育て家庭への相談体制の充実

子育て家庭が行きやすい場所に相談窓口を設置するとともに、普段参加している事業やイベントに合わせて相談できるようにするなど、物理的・心理的に身近な相談窓口を整備します。

また、身近な相談窓口と専門的な相談窓口の連携をさらに強化し、「相談が解決につながる」という認識を地域・社会全体に広げ、相談窓口の積極的な活用につなげます。



個別目標 3-2 子育ての情報提供の充実とDXによる利便性の向上

子育て家庭それぞれのニーズに応える情報提供を充実し、利用者が分かりやすくアクセスしやすい情報発信を進めます。

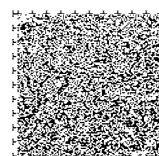
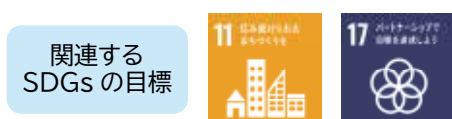
また、申請等の DX 化をさらに進め、「書かない・待たない・回らない・行かない窓口」の実現に取り組みます。



個別目標 3-3 子育て家庭の地域・社会との交流の促進

子育て家庭がいっしょに集まり、こどもを遊ばせる場所、子育てについて学ぶ場所や相談できる場所など、それぞれの家庭が求めるニーズに沿った居場所を整備し、子育て家庭の横のつながりを促します。

また、子育てを経験し、その経験を活かしたいと考えている地域の方と現在子育て中の方をつなぎ、その経験やつながりを次の世代、その次の世代に循環していく仕組みを整えます。



個別目標 3-4 子育て家庭への多様な生活支援

手当をはじめとする経済的支援とともに、こどもの一時預かりや家事支援などの身体的・精神的支援を拡充します。

特に、子育てを頑張りすぎて悪循環におちいるリスクを回避するため、子育てに「一息」できるレスパイトの意識を啓発し、支援を進めます。



基本目標 4 子育てと仕事の両立を支援します

個別目標 4-1 保育サービス等の充実

保育施策の重点を量の確保から質の向上へと転換し、その両面からサービスの充実を図るとともに、その担い手である保育士や児童指導、その他こどもに関わる職員の確保・育成に取り組めます。

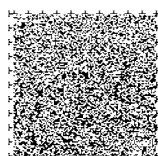
また、こどもを預かるという目的に加え、預かるこどもの育ちを目的とした事業を展開します。



個別目標 4-2 子育てと仕事の両立の推進

共働き・共育て家庭に対して、こどもの一時預かりや家事支援などの身体的・精神的支援とともに、男性が子育てに積極的に取り組めるよう支援を進めます。

また、子育て家庭が働く企業・団体などに対して、子育てと仕事の両立がしやすい環境の整備について働きかけを行います。



基本目標 5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります

個別目標 5-1 妊娠・出産・子育てにおける健康支援

安心して妊娠・出産できる環境を整備していくとともに、令和6年10月に開設したこども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の連携を強化し、保護者に身近な場所で切れ目のない支援に取り組みます。

また、こども家庭センターなどの施設に来ることが難しい子育て家庭に対しては、様々な対面の機会を通じて、支援を進めます。

関連する
SDGsの目標



基本目標 6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

個別目標 6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり

地震や豪雨などを想定した避難準備、災害発生後の避難所や居場所の整備、防災や防犯、交通安全に関する情報提供や啓発を進めます。

また、こども自身が自ら判断し、災害や犯罪から身を守り、交通事故に備えていくことができるよう取り組みを進めます。

関連する
SDGsの目標

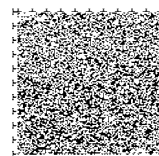


個別目標 6-2 地域・社会全体でこども・子育てを支える環境づくり

子育て家庭や地域の方々が、それぞれが活動できる時間や内容に応じて子育てに関する活動に参加できるよう様々な機会を設けます。

また、地域での活動を積み重ねていくとともに、普及啓発を進めることで、社会全体でこども・子育て家庭を支える機運の醸成につなげます。

関連する
SDGsの目標



子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法に規定する各種の給付と事業を確実に推進するため、内閣総理大臣が定めた基本方針に即して、地方公共団体が策定する、5年を一期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の円滑な実施に関する計画です（「子ども・子育て支援法」第60条、第61条）。

(1) 計画の対象となる事業

① 教育・保育

● 幼稚園

1号認定・・・幼稚園における通常の教育時間の利用（保育の必要性の認定区分における満3歳以上の教育認定）

● 認可保育所、特定地域型保育事業（小規模保育所、事業所内保育所）、区独自保育事業（認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）、定期利用保育事業など）

2号認定・・・認可保育所等を利用する満3歳から小学校就学前までの子ども（保育の必要性の認定区分における満3歳から小学校就学前の子ども）

3号認定・・・認可保育所等を利用する満3歳未満の子ども（保育の必要性の認定区分における満3歳未満の子ども）

② 地域子ども・子育て支援事業

● 時間外保育事業

● 放課後児童健全育成事業（学童保育）

● 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）

● 地域子育て支援拠点事業
（子育てひろば事業）

● 幼稚園における一時預かり事業
（延長保育）

● 保育所等における一時預かり事業

● 病児・病後児保育事業

● ファミリー・サポート・センター事業

● 利用者支援事業
（保育サービスアドバイザー等）

● 妊婦健康診査

● 乳児家庭全戸訪問事業
（すこやか赤ちゃん訪問事業）

● 養育支援訪問事業

● 子育て世帯訪問支援事業

● 児童育成支援拠点事業

● 親子関係形成支援事業

● 産後ケア事業

● 妊婦等包括相談支援事業

● 乳児等通園支援事業

（こども誰でも通園制度）

● 実費徴収に係る補足給付を行う事業

● 多様な事業者の参入促進、能力活用事業（保育連携推進事業）

新規

大田区こども未来計画 概要版 令和7年3月

発行：大田区 こども家庭部 子育て支援課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1780（直通） FAX：03-5744-1525

